

# 宮城県森林審議会議事録

日 時：令和2年12月18日（金）  
午後1時30分から午後4時30分まで  
場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

## 議 事

### 審議事項

- (1) 宮城南部地域森林計画の樹立について
- (2) 宮城北部地域森林計画の変更について

### 報告事項

- (1) 森林保全部会の審議状況について
- (2) 森林保護部会の審議状況について

## (1) 開会

### ◇司会【高橋部副参事兼課長補佐(総括担当)】

本日は年末のお忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。会場には、新型コロナウイルス感染予防用のマスク、アルコール消毒液を設置しておりますので、適宜御利用願います。

それでは、ただいまから、「宮城県森林審議会」を開会いたします。初めに会議の定足数について御報告いたします。本審議会の委員定数は11名であり、本日は委員定数の半数以上の9名の出席を賜っており、定足数を満たしておりますので、宮城県森林審議会規程第4条第2項の規定により、本日の会議は成立しておりますことを御報告いたします。

次に会議の公開について御報告いたします。本審議会は宮城県情報公開条例第19条及び宮城県森林審議会規程第9条の規定により、原則として公開とすることになっております。本日は非公開とすべき審議事項等はありませんので、公開で開催いたします。

続いて、お手元に配布している資料の確認をさせていただきます。資料は、「次第」、「出席者名簿」のほか、審議事項資料の「資料1」、報告事項資料の「資料2」、情報提供資料の「資料3」をお配りしております。資料の不足がありましたら、お申し出願います。

傍聴者の皆様におかれましては、「傍聴要領」に従って会議を傍聴くださるようお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、水産林政部次長技術担当の高橋から御挨拶を申し上げます。

## (2) あいさつ

### ◇高橋(壯)次長

本日は、年末の大変お忙しい中、また、このような雪でお足元の悪い中、宮城県森林審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。宮城県水産林政部の高橋と申します。開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては、常日頃より、本県の森林・林業行政の推進に当たりまして、多大な御協力をいただいておりますこと、この場をお借りしまして、厚く御礼を申し上げます。さて、御承知のように、今年に入りましてから、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、社会経済活動が大きく変わっております。本県の森林・林業・木材産業におきましても、大きな影響が及んでいるというところでございます。具体的に申し上げますと、感染拡大しましたこの春からは、中国からの住宅関連資材の出荷停止を受け、県内外の住宅施工が停滞したことに加えまして、緊急事態宣言の発令等により、さらに住宅市況が停滞し、製材工場や合板工場において、製品在庫が増加したことによりまして、原木丸太の受け入れ制限、これを受けまして、木材の生産活動に大変な影響を及ぼしております。このため、県では、補正予算により行き場を失った丸太の流通対策や、県内工務店の販売促進支援、新しい生活様式に対応した飲食店等における県産材を利用した改装等への支援を行っているところでございます。最近では徐々に丸太の流通回復基調になってきておりますが、ここにおきましてまた全国的な新型コロナウイルスの感染拡大、そして大都市圏における時短営業要請、さらには、GOTOキャンペーンが中止になるなど、まだまだ予断を許さないというところでございます。県といたしましては、今後とも関係団体からの情報収集を行いながら、国の新たな補正予算の状況なども注視し、しっかりと取り組んでいきたいと考えているところでございます。本日は審議事項として、「宮城南部地域森林計画の樹立」及び「宮城北部地域森

林計画の変更」について上程しているほか、情報提供といたしまして、「みやぎ森林・林業未来創造機構の設立」と「森林経営管理制度の取組」について御紹介させていただきたいと考えております。本県の森林・林業が将来にわたり、持続的に成長、発展していけるよう、皆様方からのますますの御支援、御協力をお願いいたしまして、甚だ簡単でございますけれども、開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

### (3) 出席者紹介等

#### ◇司会【高橋部副参事兼課長補佐（総括担当）】

会議に先立ちまして、本日御出席いただいております委員の皆様を、お手元に配付してあります出席者名簿の順に御紹介させていただきます。

日本ビオトープ管理士会 副会長の おおやま ひろこ 大山 弘子 委員です。

元宮城県林業振興協会 常任理事の かわむら まさし 川村 正司 委員です。

川村委員には、森林保全部会の部会長をお引き受けいただいております。

宮城県林業振興協会会長の さとう きゅういちろう 佐藤 久一郎 委員です。

佐藤委員には、森林保護部会の部会長をお引き受けいただいております。

宮城県森林組合連合会 代表理事会長の さとう まさと 佐藤 正友 委員です。

東北大学大学院 農学研究科 名誉教授の せいわ けんじ 清和 研二 委員です。

清和委員には、本審議会の会長をお引き受けいただいております。

株式会社 伝統建築研究所 代表取締役の たかはし なおこ 高橋 直子 委員です。

尚綱学院大学 環境構想学科 准教授の とば たえ 鳥羽 妙 委員です。

東北工業大学 工学部 環境応用化学科 教授の まるお やすこ 丸尾 容子 委員です。

東北森林管理局 仙台森林管理署 署長の よねだ まさと 米田 雅人 委員です。

なお、宮城県町村会副会長（大河原町長）の さい きよし 齋 清志 委員、NPO法人 宮城県森林インストラクター協会広報部 会報委員長の しんどう えみ 進藤 恵美 委員におかれましては、本日所用のため欠席されております。

○県職員の紹介（略）

○日程説明（略）

○資料確認（略）

それでは、議事に入りますが、議事の進行につきましては、宮城県森林審議会規程第4条第1項の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、この後の議事進行について、清和会長よろしく願いいたします。

### (4) 審議事項

#### ◇清和会長

それでは、次第3の審議事項に入らせていただきます。

令和2年10月28日付けで知事から諮問のありました「宮城南部地域森林計画の樹立及び

宮城北部地域森林計画の変更について」であります。この2件は関連がありますので、事務局から一括して説明願います。

- ①宮城南部地域森林計画の樹立について
  - ②宮城北部地域森林計画の変更について
- 事務局説明（中村林業振興課長） （略）

◇清和会長

どうもありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。何か御意見や御質問等ございましたらお願いいたします。

◇米田委員

意見聴取についてですが、御説明いただいた7ページと8ページです。森林計画書（案）の公告縦覧については「特段意見なし」ということでしたけれども、その他の関係機関ですとか市町村への意見照会で意見が出ていたか、概要で結構ですので教えていただければと思います。

◇中村林業振興課長

関係機関からの意見の関係でございますが、大きな指摘事項は特にございません。文言整理等の修正や訂正をさせていただいたということでございます。

◇米田委員

はい。ありがとうございます。

◇高橋委員

最初の「前期実行結果の概要」というところで、その実行量が大体半分ぐらいとあるのですが、これはこういう状況を受けて、計画が減るのかと思いましたが、増えているので、やり方をもっと変えていくというような、何か打開策があって、このような計画数量になるということでしょうか。

◇中村林業振興課長

計画量の決め方の関係でございますが、先ほど御説明させていただきました中で、全国森林計画という上位計画のお話をさせていただきました。これが平成31年4月から動いているものですが、そこで国全体としての大きな数値を示しております。その数値に基づきまして、各県に計画量なるものが割り当てられているという現状がございます。その整合を図りつつ、計画数量を決めているところです。なかなか難しい部分ではございます。計画実行歩合を高めるためには、県としても努力をしていかなければならない部分がございますので、例えば、「伐採材積」「間伐面積」「人工造林・天然更新」を御紹介させていただきましたけれども、事業地をできるだけ集めて、効率的な施業を進めていくとか、国の補助事業を効果的に活用し、推進をしていくとか、あとは、現場に近い林業普及員がおりますので、より丁寧な制度周知などもしながら、森林所有者の実効を高めていく努力をしていかなければならないと考えているところでございます。

◇高橋委員

はい、ありがとうございます。

◇佐藤（久）委員

今の実行率に関連してなんですが、特に今、間伐についての説明もありましたけれども、間伐の実行率が34%ということで、いささか低いのではないかと思うわけです。数量については、全国森林計画に即するというので、それはそのとおりなのですが、いずれ森林の整備という観点からいくと、間伐というのは、大変重要な施業だと思います。当然、県としても森林環境税等を導入して、推進を図っていると思います。さらに国の動きとしては二酸化炭素の排出量を大きく減らすという流れになっているわけなので、また、新たな国の制度も、当然、二酸化炭素吸収減対策というのが出てくると思いますので、質問ではないのですが、このような流れに乗って、そういった森林整備については、是非、力を入れていただきたいと思います。

◇大信田森林整備課長

間伐等を担当している森林整備課でございます。今いろいろ委員からお話いただきました。現状の方を御紹介させていただきますが、間伐については、木材価格が低迷していると言われていると思いますが、今後、大幅に木材価格が上昇するというのは考えにくい状況の中で、やはり林業の生産性を向上させて、採算性を図っていくということが非常に重要であると考えて、県の方でも取り組んでいるところです。ただ、それに必要な集約化施業とか、そういったものがまだ十分には進んでいないというようなところがありますし、最近では林齢が利用期を迎えてきたということで、間伐の中心となっていた森林組合等においても、間伐施業から主伐へシフトするような動きも、だいぶ進んできているということで、全体的には間伐の実績数が、低位にとどまっている主な要因じゃないかというふうに考えております。そういう中で、今、県の方では、間伐につきましては先ほど言いましたような、集約化の取り組みを進めていくために、中村林業振興課長の方からも説明があったような取組に加えて、集約化に向けた取り組みのインセンティブになるような仕組みとして、補助事業についても再整理をしながら取り組んでいきたいということで、今、見直しの方向性についても検討を進めているところです。また、主伐が増えてきたということで、伐採後の再生林のことがやはり大きな課題になってきていますので、再生林の推進対策についても強化して参りたいと考えているところでございます。

◇佐藤（久）委員

先ほどの資料15ページだったでしょうか。林道の開設の計画が4.7キロで、実行量が0%で、今期やりますという話なのですが、林道自体が48路線、開設すべき路線として、実は、前回もその前にも全く同じ路線がそのまま挙げられているように思います。交付税措置をされてから林道開設がなかなか伸びない。これを何とかしないといけないだろうなというふうに思うのですが。生産性を上げる作業をするにしても、林業はやはり道なので、作業道をつけるにしても、基盤となる林道が整備されてないといけないので、何とかここは県の指導で実現していただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

#### ◇中村林業振興課長

林道の開設につきましては、国庫補助事業に50%ぐらい財源を求めているということもございまして、国庫補助事業の予算の状況によって、当年度に開設できる延長というのが決まってくるというのが実態ではございますが、県としては、政府要望や様々な機会を捉えて、林業成長産業化を図るためにも、安定した財源を確保して欲しいという働きかけをしておりますので、少なくとも国からいただいた部分については100%に近い状況で執行しているところでございます。決して国費を余すとか、そういったことは無い訳ですが、今後ともしっかりと国に働きかけながら、林道を推進して参りたいと考えております。

#### ◇佐藤（久）委員

是非よろしく申し上げます。

なお、昨年10月の台風で林道が県内各地で壊れております。水処理がきちんとできる林道の仕組みについて高知県とか、雨が非常に多く、台風が多いところで作っている林道規格と、宮城県で作っている林道規格が大分違うので、お金をかければ良いというものではないのだと思いますけれども、やはりその知見だけは得た上で、その水処理を考えた林道を、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ◇清和会長

16ページの計画樹立に当たっての基本的な考え方のところの第3の2ですが、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備・保全について、これは、それぞれの森林はどういった形態を持つかで機能が変わってくるということで、それに向けて整備していくということなのでしょうが、その次の19ページの公益的機能別施業森林の一番上の「水源の涵養の機能の維持増進」と。これに対する施業方法が「伐期の延長」となっていますが、これで大丈夫なのでしょうか。秋田営林局とか国の機関は、もう既にこういった河畔沿いの森林は、スギはやはり川沿いがいいということで植えられているのですが、そこは適正があるのですけれども、だんだん川辺林っていうのはやはり特殊な環境で、特殊な趣向性を持っていると。そしてそれが集まって機能を高めているということが、最近よくわかってきたので、それで、スギを少しずつ切っていくって、川辺本来の林に変えていくといったことをもう既に、何年か前からやられていますよね。それで、この全国森林計画というのは国も県も多分一緒の方針でやっておられると思うのですが、県の方は私有林ですから、いろんな所有者の事情もあってなかなか難しいと思うのですが、やはり機能性を高めるという方向で、所有者を説得して、そして、最初混交林になって、今後広葉樹林になっていくと。保安林ですから伐採率が少なく収入が落ちるかといったらそうでもない。オニグルミがあって、最近サワグルミも高いということで、だから、ヤチダモがあればすごいというような感じで。やはり将来を見据えて、機能性も高く林業もやれるといったような形で所有者を導いていくといったような施業も大事ではないかなと私は考えるのですがいかがでしょうか。

#### ◇中村林業振興課長

御指摘いただいた点につきましては、やはり水源涵養機能を高めるためということであれば、必ずしも人工林だけではなくて、広葉樹林とか或いはこれまでの人工林を針広混交林化していくということで、多様な森へ誘導していくというようなプロセスを経て、公益

的機能を高めていくということが重要だと思っております。ここで施業方法について「伐期の延長」ということを記載しているのは、いわゆる裸地化をさせないで、水源涵養機能をしっかりと維持増進を図っていくという趣旨でございます。具体的に今後、御指摘いただいたような、多様な森づくりという方向性については重視していかなければならない点だと考えておりますので、県として地域森林計画を市町村に対して指針として示させていただきますが、市町村段階で、その部分がしっかりと反映されるような形で市町村と取り組んで参りたいと考えております。

#### ◇清和会長

この施業方法のところがやはり具体的に説得力のあるものに変えていくと。やはり具体性がないと市町村は、「なんで伐期を延長すれば水源の涵養につながるのか」といったようなことと、多分、国の方は、いろんな知見を経て、それらを取り入れてこういった施業案を出しているのだと思います。ですから、その辺もやはり、国と県が、具体的にある程度一致するような方向でいくっていうのは非常に大事なことではないかと思えます。よろしくお願ひします。

#### ◇川村委員

個別の項目になるのですが、計画書本体の32ページの4番で、森林病虫害に関する記載がございます。その中の(1)で森林病虫害等の被害対策の方針でナラ枯れ被害対策について触れておりますが、ナラ枯れについては東北地方でも拡大の傾向にあるということが報道でも目にしておりますが、本県の被害状況はどのように推移しているか。それと、駆除方法は、伐採して焼却するかで駆除するんでしょうけれども、松くい虫のように、薬剤散布等の予防策っていうのは考えられないものなのでしょうか、お伺ひします。

#### ◇大信田森林整備課長

はい。ナラ枯れの県内の被害状況ですが、被害量は年によって増減がありまして、大体3年から4年ぐらいの周期で増えたり減ったりというような傾向になってございます。全体としては減少傾向にありまして、昨年度(令和元年度)の県内の被害量は、約2,800立方メートルということで、対前年度比で89%ぐらい。最も被害が多かったのが平成29年度になりますけれども、その6割程度ということになってございます。ただ、今年度に限っては全国的にも被害が増加している状況で、本県の被害量も10月時点の速報値ですけれども、既に昨年度の被害量を上回っております。最終的には3000立方メートルを超えてくるのではないかというふうに見込んでおります。被害の発生場所ですけれども、鳴子で最初に確認され、その後、県南地域を中心に被害が多かったわけですが、最近では、名取・岩沼などの沿岸部とかですね、あと加美町・栗原市など内陸部の方にも拡大していて、かなり被害の方が地域的には広がってきているなというふうな状況になっております。県としましては、現在、市町村で駆除を行う場合には、みやぎ環境税を活用しまして、駆除に要する経費について補助を実施している状況ですけれども、さらに対策が推進されるように市町村と連携しながら取り組んで参りたいと思えます。薬剤散布の方につきましては、現在のところは考えておりません。といいますのは、松くい虫の場合は、ナラ枯れに比べますと、かなり被害のボリュームが大きくなって面的に枯れておりますので、ヘリコプターによる空中散布とかも、範囲をある程度特定しながら実施することができます。県内のナラ

枯れ被害については、今のところ、点在しているような状況でして、しかも山の中なので、点在しているのに対して地上散布という方法がありますが、地上散布の方も、なかなか機材の持ち込みというのは難しいような状況ですので、基本的にはくん蒸処理を中心に、まずは対策を進めていきたいと考えてございます。

◇清和会長

他に御意見ございませんか。審議事項についてお諮りしてよろしいでしょうか。

それではお諮りします。審議事項の「宮城南部地域森林計画の樹立について」及び「宮城北部地域森林計画の変更について」この2件について、原案のとおり適当と認めるという旨の答申をすることにしたいと思っておりますけれども、これに御異議ございませんでしょうか。

〈異議なしの声〉

◇清和会長

それでは、審議事項1の「宮城南部地域森林計画の樹立について」と審議事項2の「宮城北部地域森林計画の変更について」この2件については、原案のとおり適当と認めるための答申をすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審議事項については終了いたします。

(5) 報告事項

◇清和会長

それでは、続きまして、次第4の報告事項に進みたいと思います。最初に報告事項1「森林保全部会の審議状況について」。森林保全部会の川村部会長お願いします。

○森林保全部会の審議状況について

川村部会長説明 (略)

◇清和会長

どうもありがとうございます。次に、報告事項2「森林保護部会の審議状況について」。森林保護部会の佐藤(久)部会長お願いします。

○森林保護部会の審議状況について

佐藤(久)部会長説明 (略)

◇清和会長

どうもありがとうございます。それでは、御質問等ございますでしょうか。

このメガソーラーなのですが(資料2 P2)、この括弧書きと括弧が無いところというのは森林面積と開発行為に関わる土地の面積という二つなのですが、実際に建つところが裸書きのところでしょうか。



◇川村委員

裸書きのところが開発区域で、括弧書きは事業区域全体の中の開発区域と残置森林を合わせた森林面積です。

◇清和会長

白石市は180ヘクタールですか。1ヶ所なのですか。

◇川村委員

はい、1団地です。

◇清和会長

単一面積で180ヘクタールをメガソーラーにするのですか。傾斜は大丈夫なのでしょう。

◇川村委員

工区分けは当然してありますけれども、それぞれの工区において、許可の基準に合致するような切り盛りをしているといった感じです。ちなみにこれは、かなりの大面積ということで、県条例に基づく環境アセスメントに該当するものです。

◇清和会長

これは、1箇所です。180ヘクタールを皆伐するようなもので、そういう設置基準っていうものは、アセスメントとか環境影響評価とかの法令を通るのでしょうか。

◇川村委員

75ヘクタール以上の開発については、環境アセスメントを実施するというので、この開発案件については、それに基づいて環境影響評価調査を行っています。

◇清和会長

環境影響評価調査が通れば面積の制限は無いのですか。

◇川村委員

ありません。

◇清和会長

そしたら、5000ヘクタールもいいいわけですか。

◇自然保護課高村専門監

林地開発を担当しております自然保護課から答えさせていただきます。林地開発許可制度上は、開発面積の上限というものはございません。ただし、開発する場合には、一つの開発エリア、一つの工区が20ヘクタール以下となるように、隣の工区との間には、「残置森林」もしくは「造成森林」を配置し、森林帯で区分しなければならないという規定がございます。その林帯幅は30メートル以上確保するという規定がございます。

◇清和会長

最近そういう風力にしてもメガソーラーにしても地元住民がいろいろ反対する人が結構増えてきている。私個人としては、自然エネルギーですから、根本的に反対する必要がないとは思いますが、ただ、地域の人たちの「景観」だとか「環境影響評価」について「本当に大丈夫なのか。」といった疑問に対してどう答えているのか。地域住民との対話だとか、そういった説明会とか合意形成。そういったときにどういうプロセスを経ているのかお伺いします。

◇佐々木自然保護課長

今の御質問に関しましては、再生可能エネルギーを所管している部署で、環境生活部の再生可能エネルギー室というところがございます。その部署におきまして、宮城県として「宮城県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」というものを策定してございます。あくまでもこのガイドラインは法令等による強制力を持つものではございませんが、このガイドラインを策定しまして、発電事業者への適正な手続きを取るよう協力を求めているものでございます。具体的に太陽光発電事業者へ求める手続きといたしましては、事業計画書の提出等により、県及び市町村への事前の情報提供を求める。2点目としましては住民への事前説明等により、住民との合意形成を図ることを求める。3点目といたしましては、廃棄までを想定した長期計画等の策定を促すことにより、防災、景観、環境面からの配慮を求める。4点目といたしましては、設置後の適切な維持管理を求める。といった内容のことを求めています。このガイドラインにつきましては、令和2年4月1日から施行してございますが、冒頭申し上げましたとおり、法令等による強制力はございませんが、あくまでもガイドラインとして指針を示しておりますので、林地開発を所管しております自然保護課にいたしましても、このガイドラインに沿って、事業者の指導に当たっているというのが実情でございます。

◇清和会長

実態として、何か軋轢があつて、地元で反対運動のようなものがあつた場合に、市町村と連絡をとって、県が何か実施したことはあるのでしょうか。

◇佐々木自然保護課長

具体的には、反対要望を県あてに提出いただいている事例もございますので、それにつきましては、県と反対される方々との意見交換の場を設けまして、そこで情報交換をし、県として、事業者をこのガイドラインに沿ったような形での指導をすべきということがありますれば、当然、それに沿った形で事業者への指導等を行って参りますという返事をしますし、実際にその行動を県としてとっているという状況でございます。

◇清和会長

それで業者はどうなのでしょう。

◇佐々木自然保護課長

私どもとしては、住民の不安解消を図るのは県としての責務ではありますので、そこをしっかりと伝えまして、業者に対して指導した上で、その後の状況を把握していくという

ことになります。ただ、あくまでも強制力がないものですから、事業者としてもできる範囲内での対応ということになっているのが現実ではございます。

◇清和会長

自然再生エネルギーは非常に重要なのですけれども、それが地域の人にとって、環境を悪化させるっていうのは大きな問題ですので、その辺は県の方が良識を持って、是非よろしくをお願いします。

◇佐々木自然保護課長

地権者の同意は最低限必要でございますが、周りの住民の方の不安の払拭につきまして、事業者の方へ引き続き指導して参りたいと思っております。

◇佐藤（久）委員

確認したいのですが、先ほどのメガソーラー関係で、事業完了後に、その森林に復元することを求めるということ、一応、3と6については、表記が指摘事項としてあるのですが、その他のところは無いのはどういう理由で無いのでしょうか。

◇川村委員

先ほど説明したとおり、3と6については事業者が地権者と貸借契約を結んで、いずれ活動が終わったら返地するということですが、その他については、事業用地そのものを事業者が用地買収して、事業を展開するというので、計画上は一定期間（20年）の東北電力との買取制度が終了しても、施設をさらにメンテナンスして、継続して実施するという計画ですので、いずれ森林に復元するとしても、申請の段階では計画上、継続の予定であるということですので、森林に復元に関することまでは求められないだろうという判断になりました。

◇大山委員

一点御確認なのですが、先ほどの、例えば事業者が違法な行為をして、県が指導して、それに従わないときは罰則が定められていないってことなのですかけれども、例えば森林の復元にしても、そういう時に、県が事業者の公表をするということはあるのでしょうか。

◇佐々木自然保護課長

先ほどの説明につきましては、違法というよりも、地域住民の方の御理解を得るように努めるということございまして、それは必ずしも林地開発の許可の条件にはなっていないものについての指導ということになります。ただ、今のお話で違法な行為ということになりますれば、当然それは林地開発の基準を満たしてごさいませんので、それは許可できないということになります。今、委員からお話のとおり、もし林地開発許可後に、そういうことが発覚しますれば、当然、監督処分として県が森林法に基づいて、中止命令とか復旧命令を出す場合がございますが、あくまで開発許可を出す段階での違法行為を把握すれば、それは開発許可を認めないというような形になってございます。

◇清和会長

それでは、質問がないようですので、議事を進めさせていただきます。

(6) 情報提供

◇清和会長

続きまして、次第5の情報提供「みやぎ森林・林業未来創造機構の設立について」と「森林経営管理制度の取組について」この二つを続けて、説明願います。

○みやぎ森林・林業未来創造機構の設立について

○森林経営管理制度の取組について

中村林業振興課長説明

(略)

◇清和会長

ありがとうございました。この二つについて、御質問等ありますでしょうか。

この「みやぎ森林・林業未来創造機構」についてですが、現状として、設置に当たっての課題として、卒業生が生涯安心して生計を立てていける就業環境が不十分と。これは誰もが認めるところだと思うのですが、これに対して具体的に、この学校を作ったからといって、何か打開できるような、それをサポートしていけるような、何かお考えはあるのでしょうか。

◇中村林業振興課長

具体的な取り組みといたしましては、「経営強化就業環境部会」というものを設置いたしまして、この部会そのものが、その下に表記しております、産業界全体が参画して担い手を支える仕組みという位置付けにしておりますので、これから部会のメンバーの選定作業を進めさせていただくこととなりますが、こちらに記載したような、これら課題の解決に向けて取り組みを推進して参りたいと考えております。実は他県の林業大学校の状況などもいろいろ調査したところ、やはり学校を卒業してもなかなか会社で定着しないと。或いは、思っていたような就業環境ではないというような課題があるというお話を伺いましたので、やはりカレッジという、器だけを作るのではなくて、併せて就業環境を変える努力をするということが必要です。具体的には、例えば経営モデルみたいなものを部会の中で検討しながら、そのモデルにそれぞれの事業体が近づいていただけるような取り組みをして参りたいと考えております。

○清和会長

多分、既存の林業労働のスキルアップというものではなくて、その森林とか、林業全体に夢を持って参入してくる若い人が他県ではおられるということを聞いていますが、それに対して、その受け皿になりうるというようなものを作らなきゃいけないと思います。それで、たとえ学校を作っているいろんな人が来られているいろんな教育をやっても、やはり安心して就職できないというのが他県の実情だと思うのですけれども。この辺はやはり林産物をどう高く地元で加工して、産業を作って定着できるかといったようなことを、林業だけじゃなく、林産業も含めて、何かもっと思い切った具体的なビジョンというのが必要なんじゃないかなと思います。この図を見てもなかなかその辺が書いてないような気がします。

林業だけですよ、林産業というのがどこかに入っていますか。県の半分は針葉樹林で半分は広葉樹林です。広葉樹林も県南と県北の方は、ほだ木が駄目になって、コナラが太くなってきている。それを利用して登米森林組合なんかは頑張っている。でもあんまり売れないと。もう、技術開発をしても、なかなか頭打ちになっていたりもするわけですから、だから何か具体的な森林の形態から考えて、どんな木が将来どれぐらい出てくるのかと。そしてそれをどう地元で加工して、地元で産業を作って定着させていくのかと。森林だっただんだん施業のやり方によっては径級も変わってくるし、樹種も少し変わるかもしれないし、そういったその将来計画を見据えながら、何か林産業をどういったものを作って、そして、素材だけ売らるならやっぱり大した産業はできないと思うのです。ですから地元でその林産業も含めてどういったものを確立して、加工業とか他の産業に対してコンタクトを取って使ってもらおうとか、そういった具体的な連携をあらかじめ考えた上でコンタクトをとらないと。そこまで踏み込んでビジョンっていうのは作ったほうがいいのではないかなと思います。

#### ◇中村林業振興課長

はい。この機構そのものの目的がまさしく若い世代が安心して就業できるような森林・林産業というところを目指しておりますので、今回そのカレッジの中でも一番下の部分にはなりますが、「新規参入を目指したい。」「森林を活用した仕事をしてみたい。」という方々向けの森林ビジネス支援コースを用意し、広葉樹を活用したビジネス展開、或いは自伐型林業の推進、或いは、今後、県として取り組んでいかなければならない再生林の問題、等々を検討できるような、そういった技術を習得できるような環境を整備し、支援をして参りたいと思います。特に、森林ビジネスについては、やはり林業の枠だけに留まっていけない部分もございますし、やっぱり異業種との連携という部分については非常に重要な部分でございますので、その異業種との連携をどのような形で進めるべきかについては、今現在、はなかなか明確には持ち合わせてはいたませんが、産業界の方々とも議論し、方向性としてはそういうところは目指して、若い世代が宮城県に入って森林をフィールドとして様々なビジネスが展開できるような取組を支援して参りたいと考えております。

#### ◇清和会長

やはり東北地方、北海道もそうですが、素材はあるけれども、加工する業者がない。だから高度加工して売っていく。そういったことをやらないと、地元には高付加価値の森林から付加価値を上げて、それでお金が儲かって若者がそこで住めるようにならないと。例えば、岐阜の森林文化アカデミーにこの前行ってきたのですが、いろんな優秀な学生がいっぱいおられて、そしていろんなことを学んでも、就職先がないと。非常に優秀な人たちがいっぱいいるのに、非常に困っている実態があったと。やはりその受け手がないのにアカデミー作ってしまったってどうすんだということですね。だから、ここだと広葉樹林業とかスギ林業とかいろいろ書いてあるけれども、そのスキルアップだけじゃなくて、それをどう利用して、どう加工して、どう売って行って、そして宮城県の産業を作っているかといったところまである程度県が主導してビジョンを持って、そして会議を作らないと。そこに来た会議のメンバーによって左右されてしまっただけではいけない。多分若い人はこういうことをいっぱい考えています。だからそういったプロジェクトチームでもつくって、意見を集約して臨んだほうがいいのではないかなという気がしますね。

#### ◇高橋（壯）次長

清和会長がおっしゃるとおり、やはり産業なので、林業でいえば丸太を生産して工場に売る、これがこれまでの林産業の一つの流れだったのですけれども。昨年から「農林水産部」から分かれて、「水産林政部」ということで、「林業」と「水産」が一緒の組織に改めたところなのです。水産業もただ魚を取って売ってというだけの水産業だけじゃなく、今若い人が、特に震災の後に、どんどん若い方が、新しく漁業に参入して、そしてビジネスチャンスという形で、いろんなチャンネル、それから、IT関連の方々を巻き込みながら、いろんな繋がりをつけながら、その新しい産業を目指していくと、これまでの水産業と違ふ。「かっこいい水産業」というのを、御旗にしているんですね。我々もそういったものに刺激を受けていまして、やはり「かっこいい林業」も目指せるんじゃないかと。そこには今までのような流れだけではなくて、清和会長がおっしゃったような、新しい風も吹かせながら、いろんな人たちとのマッチングをすすめ、そういった中で、ただ林業の技術を学んでいただいて、現場に戻すというだけではなく、そういった、よその風もこの機構の中にどんどん吹き込ませて、未来ある従事者を、しっかり起業もできるよう支援し、そういった形で我々の新しい林業に参入してもらえるとという方々を、たくさん創出していきたいという思いで設立に至ったわけです。林業大学校のように、まず箱を作って、学生を募集して業界に出すというだけではなくて、我々はもっと違うやり方があるのではないかという形で、他の県とちょっと違う切り口で、若者をしっかり育てていきたいというふうに考えて設立したのです。やはりこれは一朝一夕ではできないので、数年或いは10年ぐらいの単位でしっかりしたものに育ててあげるといふような、ある程度大きいビジョンを持ちながら進めていきたいと思っておりますので、こういった森林審議会の中でも、途中経過も報告させていただきながら、よりよい機構に育てていきたいなと思っておりますので、また改めて報告させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

#### ◇高橋委員

今一緒に仕事をしている宮大工さんとかも、非常に人が少なく、建設業も同じように若手が不足しているということで、外国人技能実習生とか、宮城県内でも足場をかけているのは、半分ぐらいは外国人というところがあります。それだけ人が集まらないってところは、やっぱり同じようにあって、同じような悩みが他の業界でも当然あるので、そういったところのノウハウとかも是非取り入れていただきたい。あと、今いただいている資料なのですが、なかなか読みづらいです。今後だとは思いますが、高校生とかそういった若い方を取り組むときの方法というのは、当然ですが全然違うものを使わないと届かないと思っております。今はみんな50文字以内で言っている。本当に10文字とかで言っている人たちを相手にするわけじゃないですか。こんなにいっぱいあったら最初の2行ぐらいで多分終わってしまうと思っております。それを、せつかく力を入れてやるというのは非常に伝わってきたところがあるので、是非、「周知の仕方」というのを、若い方からじゃないと出てこないと思っておりますので、そういったようなところは、駄目ならやり直すというぐらいの感じで取り入れていただきたいと思います。建築関係でも、1人魅力的な宮大工さんがいるとその人のところについて若い人はあちこちから来るということもあるので、例えば、ここの中である「ハラスメントの対策徹底」とかは、ここに出てくること自体が問

題なのではないかということも出てくるわけです。それでもやっぱり魅力的な人も当然あちこちにいる、というようなことを是非紹介していただいて、例えばこの人のところだったら働きたいと思うような、それぞれ地元の良いところをもっと出すとかそういったようなことが、今あるものを発掘することがとても大事なのだと思うので、是非そういったことも御検討いただければと思います。

#### ◇中村林業振興課長

はい。ありがとうございます。当然、これから人口減少社会に向かう中で、他産業を意識して、人材獲得競争の時代に突入すると思いますので、そこは他の産業の動向などは、注視しながらやって参りたいと思いますし、当然連携が必要ですので、林業の枠を超えてという意味においては、そういった大工さんとか、当然我々の目指すところは、県産材の振興でございますので、そうした方々との連携という部分も重要になります。こういった取り組みを通じて若い世代のロールモデル、憧れの存在という人を、1人でも多く輩出して、その人を目指して皆、我が県に入ってくるなり、我が県の中で仕事をするというようなところを目指したいと思っています。情報発信につきましては、御指摘のとおりでございますので、発信の方法については、これまでと違う工夫はしていかなければならないと思っておりますので、メッセージが届くような形で取り組んで参りたいと思います。

#### ◇佐藤（正）委員

森林組合連合会の佐藤でございます。今回この機構の副代表という大変大きな役割をいただきまして、力を出せるかどうか不安なのですが、今日の森林・林業に関しましては、国連で定めたSDGsの林業関係が8項目も該当しているという産業なんですね。さらに今、脱炭素社会の実現において、森林・林業の果たす役割は非常に多くなっています。環境的な面も含めて国民的な課題であるというような思いもありますし、今回の新型コロナウイルスの感染によって、地方なり、自然との関わりというものに若者たちも、今、強く関心を寄せられていると。こういうことを踏まえまして、先ほど魅力ある産業とか、地域での活躍、そういったものを目指してくる若者たちも多いんじゃないかと思っておりますので、これらを追い風として、宮城らしい機構を立ち上げていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

#### ◇清和会長

今、佐藤委員がおっしゃられたように、若い人というのは、地球環境とか、そういったことを若いうちから教育されてきている。そういう良い環境を作るとか、他の生物と共生するとか、そういったイメージが強い人が結構いると思います。だからそういったことも同時に実現できるといったようなところから、産出される木材だというような形で、理念的なところも、このカレッジの理念にいろんなことを入れてですね、それを実現するような形で、既存の林業とは違うんだといったようなことを入れていった方が、若い人には受けるんじゃないか。そのような人の就職先がないというのは非常に困るので、そのところを同時に、進めていく必要があるのではないかなという気はしております。是非、頑張っ

#### ◇鳥羽委員

今のこの機構にかかるお金というのは、森林環境譲与税なのかなということが一つ。経営管理制度についてなのですが、市町村が関わっている取り組みの状況というのを、出しているのですが、ここに入っていない市町村というのは、サポートセンター業務の中で市町村がやってらっしゃるのだと思うのですが、多分、参集しても来ないところばかりだということだと思っておりますが、そこら辺ってというのは、働きかけることしかできないのか、それとも半強制的に参加することになっているのか。具体的に私が住んでいる名取市が出ていないのでとても気になったのですが、他にも多分あるのでしょけれど、どうなっているのでしょうか。

#### ◇中村林業振興課長

はい。1点目の機構の関係での御質問でございますが、現在、これから取り組んでいく事業は、基本は県事業とみやぎ林業活性化基金事業ということになります。この二つは、現在でも、この両方で研修等を実施しております、今後それぞれが予算を拡充する等の取り組みは、検討はして参りますが、その中にすでに森林環境譲与税を活用して取り組んでいる事業がございますので、まずはこの両者の事業を推進して参ります。今のところ、機構の参画団体に会費をいただき進めるとか、そういったイメージではございません。二つ目が森林経営管理制度の関係でございます。まだ制度が発足して2年目なので35市町村すべて足並みがそろっていない状況でございます。特に森林を抱えている市町村と抱えていない市町村とか。或いは、そういった森林所有者の動向を把握できるようなところと、できないようなところもありまして。今現在は、意向調査という、森林所有者に直接コンタクトをとるような作業をしている16市町でございますが、意向調査の準備に向けて進めようとしているところがさらにいくつかあるというような状況でございますので、今後、他の市町村の取り組みを参考にしながら、取り組みが進んでくるものだろうと思っております。ちょっと蛇足でございますが、譲与税は昨年度から各自治体の方に交付がすでに始まっておりまして、県内35市町村に交付が始まっておりますので、例えば名取市というお話がございましたが、名取市においても、基金を設置いたしまして、この交付税を積み立てるなりの作業をしていただいて、この金額自体が、森林面積、人口、或いは林業就業者数によって金額を算出するものですから、そういった意味で決して名取市は多い方ではないのですが、ある程度、基金を積みながら、それに見合うような事業が展開されるということですし、所管する事務所も関わって、会議等で推進されるよう努めているという状況でございます。

#### ◇丸尾委員

皆様が先ほどいろいろ言われたようにやはり若い人というのは、脱炭素社会というのにすごく興味があるところであって、この宮城県とかでも、発電所で木質バイオマス発電所が建設されていて、非常にいいなと思っているところではあるのですが、おそらくそこら辺のバイオマスは全部北米産ということで、県産材ではないということもあり、ちょっと聞いたところによると、宮城県産材ではなく、他の県のものを使うとかありますので、是非、異業種とのコラボというところで、なぜうまくいかなかったか、もう一步踏み込んで進めていっていただきたいなと思っております。よろしくお願いたします。



◇中村林業振興課長

御指摘のように木質バイオマスの関係は県内に年々稼働する施設は増えてはきているのですが、大小様々でございまして、今現在64基、木質バイオマスの施設がございまして。その中で県内から産出される未利用材を活用している割合は7%ぐらいしかないんですね。全体の総量の中で。それ以外は輸入のペレットであるとか、建設廃材でありますとか、そうしたものが使われているということなので、私たちとしては、そういった未利用の間伐材とか、林地残材というのがうまく活用されるような取り組みを、進めているところでございまして、今後は、とにかく活用されるように、そういったカレッジの中でも、そうしたところをうまくコーディネートできるような人材も養成していきたいと思っております。できるだけ大型というよりは、規模は小さいながらも、地域でちゃんと資源が循環するような、地域循環型のバイオマスという形を地域でバランスよく配備できればということで進めて参りたいと考えております。

◇丸尾委員

よろしく願いいたします。

◇佐藤（久）委員

宮城県北部地域森林計画変更計画書の8ページを開いていただいてよろしいでしょうか。私の理解が不足しているので誤解があるのかもしれないのですが、8ページに、南三陸町、魚つき保安林が0.3ヘクタールだったのが0.32ヘクタールに増えましたとあります。指定理由が「消滅」となっているのですが、この理由は、これでいいのでしょうかという質問です。減るのであればわかるのですが。気仙沼市は1.84ヘクタールが1.8ヘクタールに減りました。それは指定理由が消滅したからですと。これならわかりますが、逆に増えているのは、指定理由の「消滅」で増えるのはおかしいのではないかという疑問です。どうなのでしょうか。

◇大信田森林整備課長

手元の方には細かい集計がないので、後日確認して回答を差し上げたいと思っておりますけれども、指定になる部分と、解除になる部分があって差し引きの関係があると思っております。理由のところには主だったものをまとめて載せているのではないかと思いますので、数字の方を確認した上で、後程回答したいと思います。

◇清和会長

その他に御質問はありませんか。無ければ、以上をもちまして、本日の森林審議会の議事を終了いたします。御協力ありがとうございました。

(7) その他

◇司会【高橋部副参事兼課長補佐(総括担当)】

清和会長、ありがとうございました。最後に「その他」でございまして、委員の皆様から何かございますでしょうか。

それでは、事務局から今後の審議会の開催予定等について御連絡いたします。

◇事務局【三塚技術補佐（企画推進班長）】

今後の審議会の開催予定等についてお知らせいたします。

年度内に御審議賜りたい林地開発許可案件がありますことから、1月下旬又は2月上旬頃に森林保全部会を開催させていただきたいと考えております。

具体的な日程等については、各委員の皆様と改めて調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、森林保護部会につきましては、今のところ、年度内の開催予定はございません。

（8）閉会

◇司会【高橋部副参事兼課長補佐（総括担当）】

この件につきまして、御質問はございますでしょうか。

それでは以上をもちまして、本日の宮城県森林審議会の一切を終了させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。